

# 第1回スポーツ団体組織統合検討会議

---

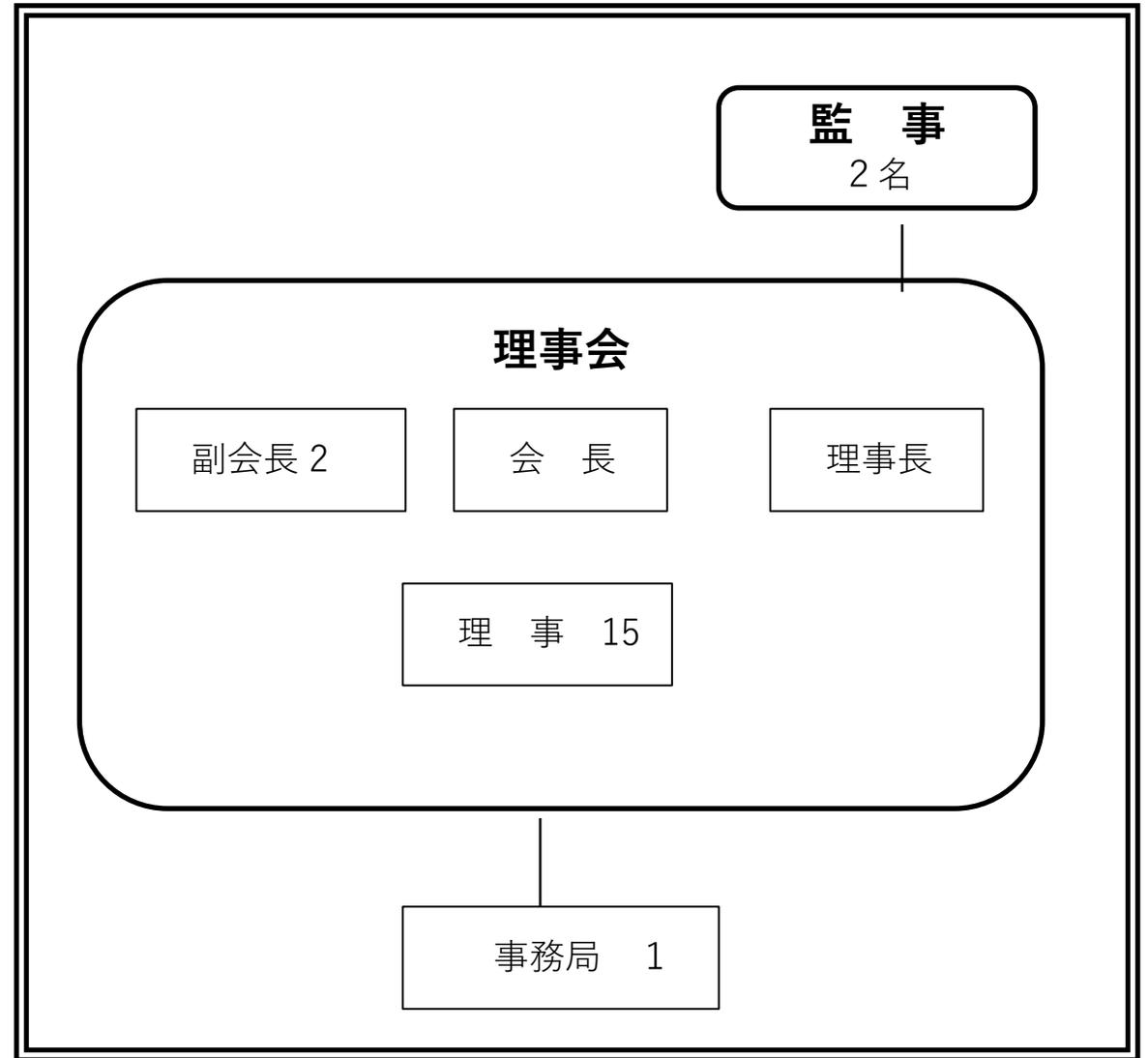
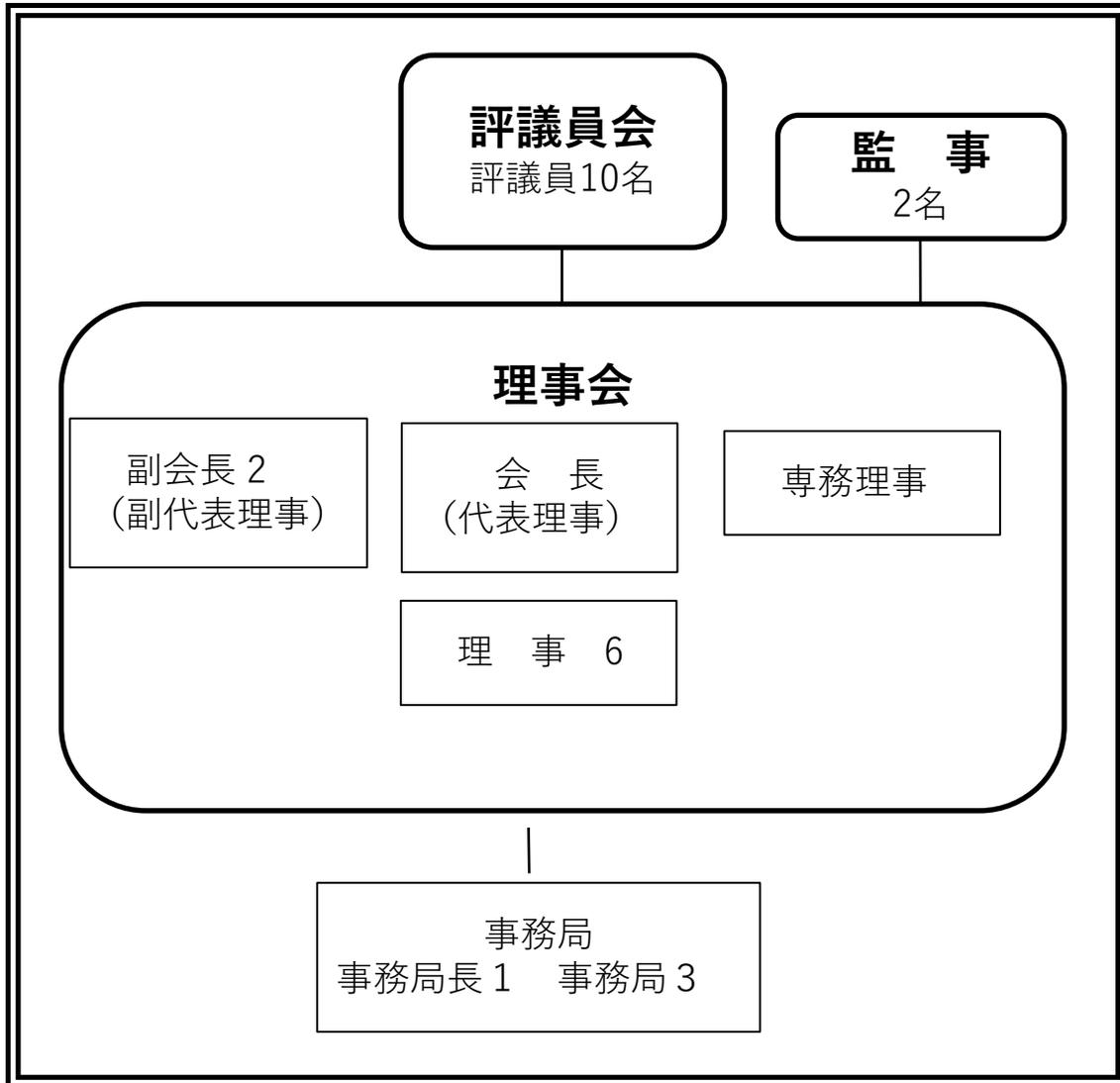
## 今後の方針として確認された内容

○**令和5年度中**に、風連町スポーツ協会、名寄市体育協会、Nスポーツコミッションを統合した**新法人を設立**すること

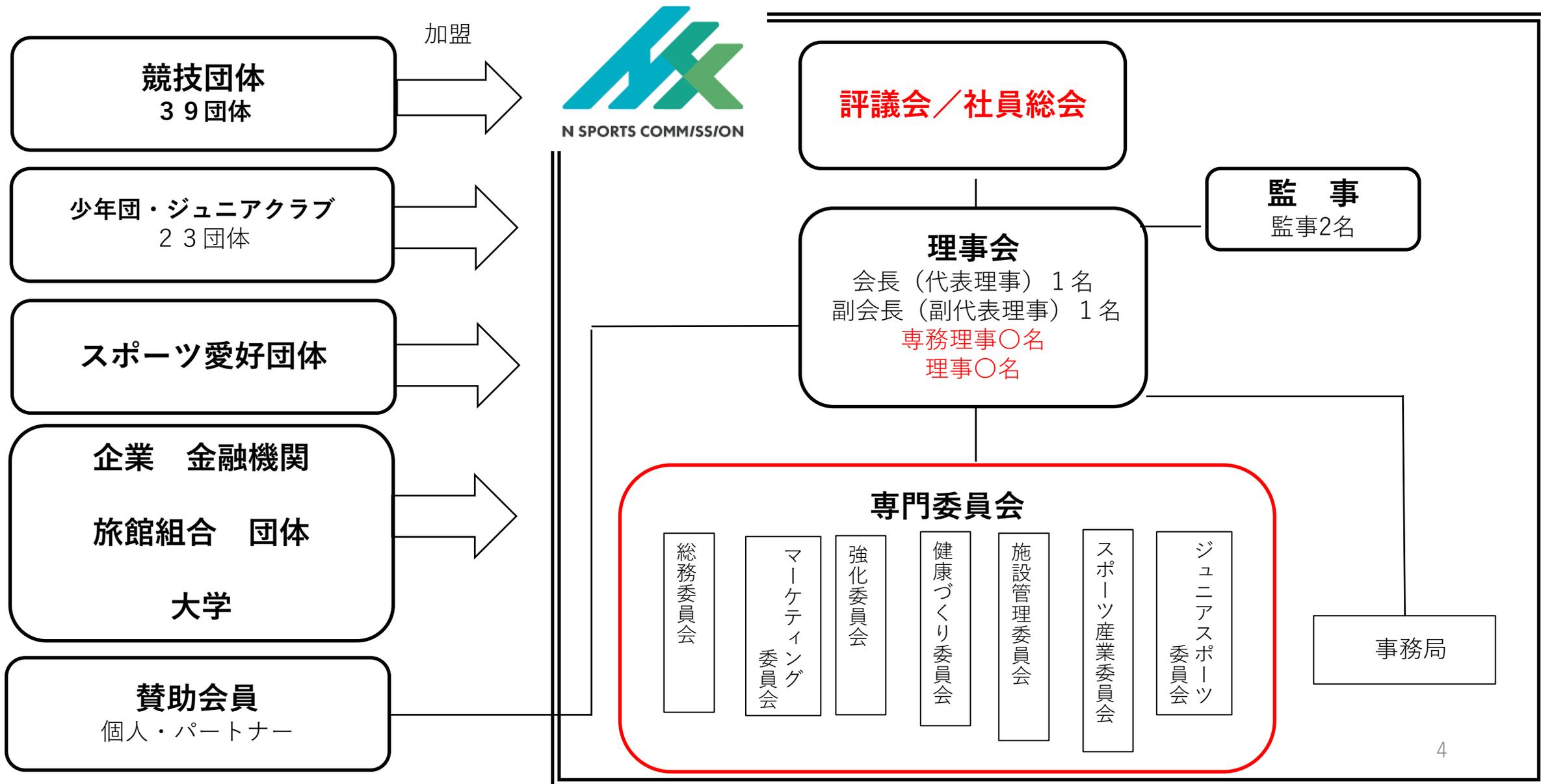
○新法人の事業として、**部活動の地域移行を主体的**に取り組むこと

※**令和7年度末までに土・日曜日の部活動地域移行**

現在の名寄市体育協会・風連町スポーツ協会の組織



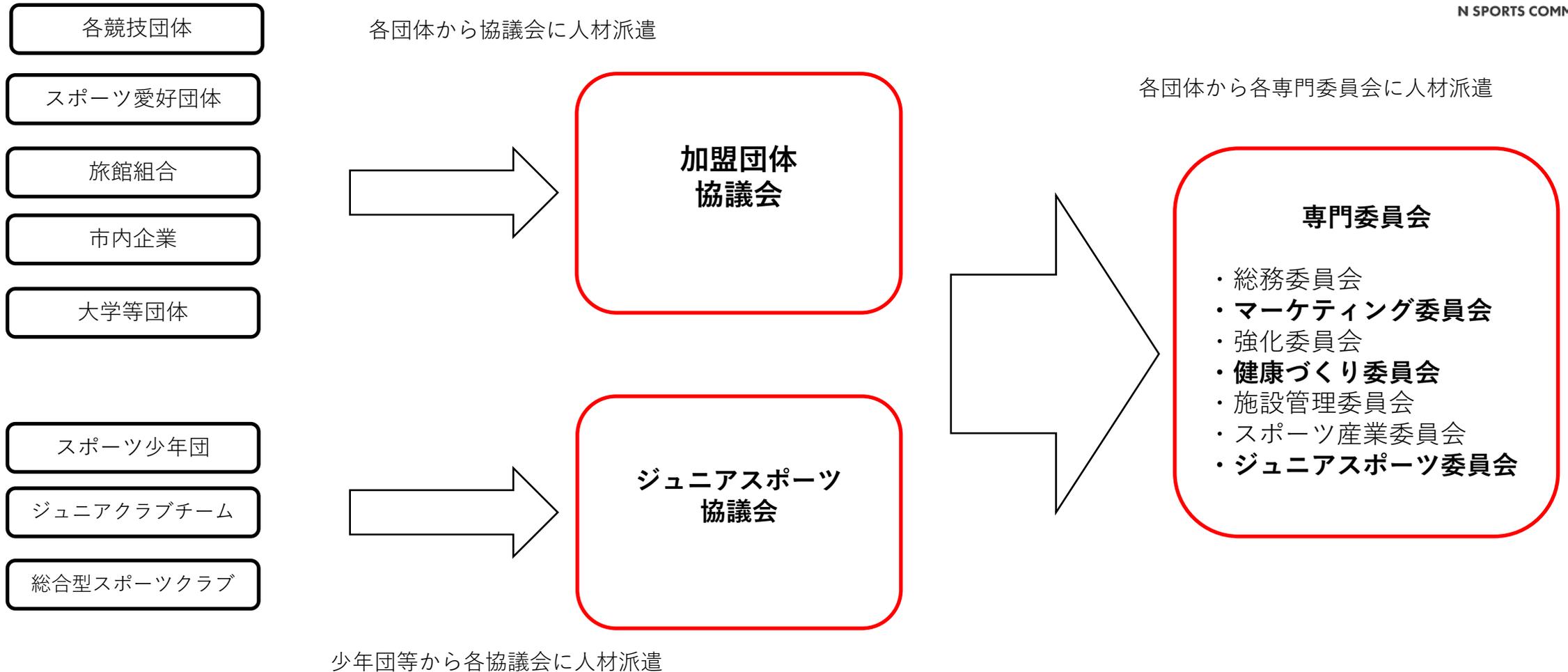
# 仮法人) Nスポーツコミッション新組織体制案



# 仮法人) Nスポーツコミッション新組織体制



## “各団体の意見を反映できる組織づくり”



# 仮法人) Nスポーツコミッション新組織体制 (専門委員会)

## 専門委員会の役割

委員会	内 容
総務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会則、諸規定の立案・改定等に関する事項</li> <li>・委員会の連絡調整</li> <li>・表彰に関する事項</li> <li>・本会及び各委員会の事業計画のまとめと同予算の作成・調整・決算に関する事項</li> <li>・事務局に関する事項</li> <li>・諸会議に関する事項</li> <li>・他の委員会の所管事項に属さない事項</li> </ul>
マーケティング委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当コミッションの理解者獲得のための企画立案</li> <li>・寄附・協賛収入獲得のための商材研究・開発に関する事項</li> <li>・協賛企業・団体との連絡・調整・折衝に関する事項</li> <li>・Facebook、twitter、インスタグラム等 SNS を通じた広報活動に関する事項</li> <li>・マスメディア、WEB メディアを通じた対外広報活動に関する事項</li> </ul>
強化委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選手の強化、競技力向上に関する事項</li> <li>・強化・普及に関する補助金、助成金に関する事項</li> <li>・コーチの指導力向上に関する事項</li> <li>・競技の普及に関すること</li> </ul>
健康づくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツによる健康づくりに関する事項</li> <li>・市民の健康づくりに関する調査、研究に関する事項 (名寄市立大学・名寄市立病院との連携⇒将来的な地域トレセン化)</li> </ul>
施設管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の管理に関する事項</li> <li>・施設の利用促進促進に関する事項</li> </ul>
スポーツ産業委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツツーリズムに関する事項</li> <li>・大型スポーツ大会運営、合宿誘致に関する事項</li> </ul>
ジュニアスポーツ委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジュニアの育成パスウェイに関する事項</li> <li>・運動部活動の地域移行に関する事項</li> <li>・総合型スポーツクラブの運営に関する事項 ※新組織で総合型スポーツクラブを運営する場合</li> </ul>

## 仮法人) Nスポーツコミッション新組織体制 (各種会議)

### 各種会議の機能

	内 容
加盟団体協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・スポーツ振興に関する事項について、専門委員会に提言を行う</li><li>・各団体の事業計画等の情報共有を図り、共通の課題等について意見交換を行う</li><li>・各団体1～2名を協議会に派遣してもらう</li></ul>
ジュニアスポーツ協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・ジュニアスポーツ振興に関する事項について、専門委員会に提言を行う</li><li>・部活動も含めて、ジュニア選手の育成環境について、専門委員会に提言を行う</li><li>・各団体の事業計画等の情報共有を図り、共通の課題等について意見交換を行う</li><li>・各団体1～2名を協議会に派遣してもらう</li></ul>

# 仮法人) Nスポーツコミッション新組織体制 (事務局)

名寄市体育協会  
事務局 4 名 (常勤)

風連町スポーツ協会  
事務局 1 名 (非常勤)

Nスポーツコミッション  
事務局 1 名 (非常勤)



**新法人の事務局体制**

- 統括 1 名
- 総務課 3 名
- スポーツまちづくり課 6 名

## 事務局の業務

- ・既存3団体の組織運営業務
- ・名寄地区指定管理業務の受託

## ～新規事業受託～

- ・風連地区指定管理業務の受託
- ・部活動地域移行のコーディネーター受託
- ・名寄市教育振興基金事務の受託
- ・名寄・風連地区学校開放事業

## ～事務局の人材～

- ・名寄市体育協会事務局 4 名
- ・マネジメント業務の経験がある人事
- ・地元出身の元アスリート (セカンドキャリア)
- ・スポーツトレーナ (地域おこし協力隊)

名寄市 6 名  
○スポーツ合宿推進課  
兼体育施設管理課  
課長 1 主幹 1 係 4 名

名寄市 1 名  
○風連スポーツ担当  
0.5～1 名



名寄市 1～2 名  
スポーツ合宿推進課  
兼学校開放事業担当

## ～指定管理の雇用に関わる新たな視点～

- ・施設の利用促進を図る企画・運営ができる人材
- ・可能な限り通年雇用で、若い人材を定住させる

## 仮法人) Nスポーツコミッション新組織体制 (法人格)

### 社団法人と公益法人の違い

	社団法人	財団法人
成り立ち	人(社員)の集まりに、法人格を与えたものです。社員総会が最高意思決定機関となり、社員からの会費が主な財源となります。設立にあたって財産の拠出は要請されていませんが、活動の原資となる資金の調達手段として「基金制度」が設けられています。「基金」とは、一般社団法人に拠出された金銭とそのほかの財産で、拠出者に対して返還義務を迫るものです。	財産の集まりに、法人格を与えたものです。基本的には、当該財産の運用益が主な財源と考えられます。設立にあたっては、300万円以上の財産を拠出しなければなりません。設立後も一定規模の財産の保持義務が課されるため、2期連続で純資産が300万円を下回る場合には、解散しなければなりません。それぞれの違いは、以下のとおりです。
機関設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員総会(2名以上)：最高意思決定機関</li> <li>・理事会(3名以上)：理事会を設置しないことも可能</li> <li>・監事(1名以上)</li> <li>・会計監査人</li> </ul> →条件を満たす場合には設置が必須(認定法第5条12項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員会(3名以上)：理事会を監督する機関</li> <li>・理事会(3名以上)</li> <li>・理事(1名以上)</li> <li>・会計監査人</li> </ul> →条件を満たす場合には設置が必須(認定法第5条12項)
財源(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会費収入</li> <li>・運用益等</li> <li>・事業収益</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用益等</li> <li>・事業収益</li> </ul>
設立時の拠出金	定めなし	300万円以上
資金調達制度	「基金制度」あり (設置は任意)	定めなし

## 仮法人) Nスポーツコミッション新組織体制 (法人格)

### 一般法人と公益法人の違い

一般法人	公益法人
<p>「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、一般法)に基づいて設立された法人のことです。一般法人は登記のみでの設立が可能のため、容易に設立できます。公益的な事業はもちろん、共益的なものや収益事業のみを行うことも何ら妨げられません。</p> <p>共益的な事業とは、町内会や同窓会、サークルのように構成員に共通する利益を図ることを目的とするものです。</p>	<p>「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(以下、認定法)に基づいて設置される法人です。公益法人は2階建ての制度といわれており、1階が一般法人、2階が公益法人を指します。一般法人を前提としているため、公益法人をいきなり設立できません。公益法人となるためには、一般法人の設立後に公益認定の申請を行い、行政庁(内閣総理大臣または都道府県知事)の認定を受ける必要があります。</p> <p>公益法人は、公益性の高い法人として税制上の優遇措置を受けられますが、将来にわたって公益認定の基準を満たす必要があります。公益認定の基準を満たせなくなると認定を取り消されるリスクもあるので、留意が必要です。</p>

### 公益法人の運営

#### 「公益」の意味

認定法上における「公益」は、以下の要件を満たす必要があります。

①学術、技芸、慈善、そのほかの**公益に関する別表に掲げる種類の事業**であるもの

②**不特定かつ多数の者の、利益の増進に寄与するもの**

## 仮法人) Nスポーツコミッション新組織体制 (法人格)

### 公的に関する事業

「公益に関する事業」かどうかは、認定法別表に列挙されている23の事業に該当している必要があります。

- 1.学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2.文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 3.障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4.高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5.勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 6.公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7.児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 8.勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9.教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業**
- 10.犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 11.事故又は災害の防止を目的とする事業
- 12.人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 13.思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 14.男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 15.国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 16.地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 17.国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 18.国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 19.地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 20.公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 21.国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 22.一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 23.前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

## 仮法人) Nスポーツコミッション新組織体制 (法人格)

### 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するとは

寄与しているか否かの判定については、内閣府公益認定等委員会が公表している「公益認定等ガイドライン」に記載されています。公益法人が行う事業の中から典型的な17事業について、それぞれ具体的に掲げられています。共通して求められる主なポイントは、以下のとおりです。

- 事業の目的として、不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないか。
- 事業の内容や手段が事業目的を実現するように適切なものになっているか。

不特定多数性の条件として、「社会全体に対して利益が開かれている」と「受益の機会が一般に開かれている」の2つを満たす必要があります。



## 収入の部

○スポーツ施設指定管理業務	1億2000万円（体育施設管理費相当額）
○スポーツ施設利用料	570万円（体育施設利用料収入相当額）
○運営補助金	240万円（名：150万＋風：90万）
○ジュニア育成補助金	175万円（名：150万・風：24万）

計1億3000万円

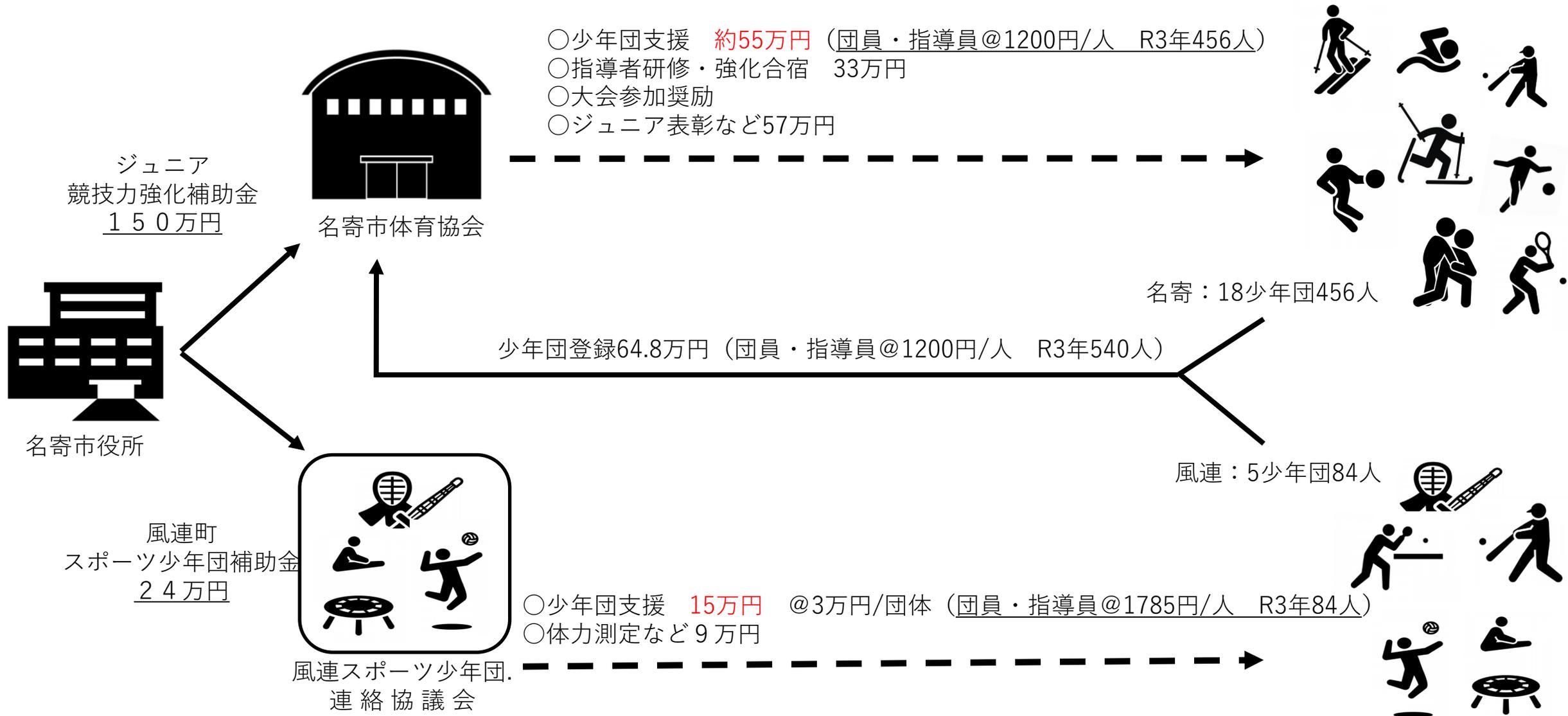
+

- スポーツツーリズム事業収入（スポーツを楽しむ旅行商品販売など）
- スポーツイベント・スポーツ関連事業受託

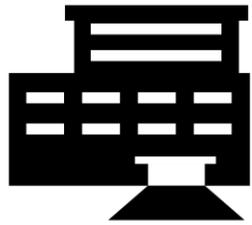
新法人では旅行業資格の取得も検討する



参考資料：現行のスポーツ少年団補助金等フロー



参考資料：新たなスポーツ少年団補助金等フローン案



名寄市役所

仮) ジュニア育成補助金  
174万円



N SPORTS COMMISSION

準備会の作業部会で  
事業内容を検討していく



23少年団 540人

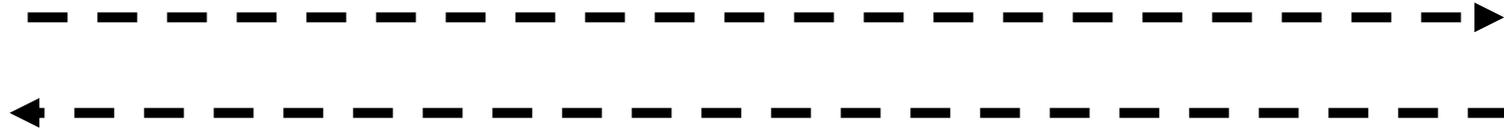


**【事業検討案】**

△少年団支援 基本年@3万円/団体（団員・指導者含む25人まで）  
人数加算 @1200円/人（26人目から）

- △指導者研修・強化合宿
- △大会参加奨励
- △体力測定
- △ジュニア表彰など

現行の少年団支援 70万円（名寄55万円・風連15万円）  
検討案の少年団支援試算 84万円（14万円増額）



**【事業検討案】**

△各少年団が直接、少年団登録を行う  
△少年団登録64.8万円（団員・指導員@1200円/人 R3年540人）